

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について

文部科学省は、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、関係大臣と共に関係事業者団体に対し、別添の要請文により、新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮について要請します。

1.概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じており、経済全般にわたって甚大な影響をもたらしているところです。

こうした状況等を踏まえ、政府としては、過去にない規模となる108兆円の経済対策を講じてまいります。

関係団体においては、これらの施策も活用いただくとともに、特に急激な事業変動の影響を受けやすい有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者並びに新卒の内定者の方々等の雇用維持等に関して適切な配慮を行うよう、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、総理大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣と連名で要請します。

2.要請内容

- 事業継続や雇用維持に向け、強力な資金繰り支援策や拡充された雇用調整助成金(新入社員の教育訓練時は助成額加算もあり)を活用いただき、従業員の雇用維持に努めていただくこと。新入社員については将来の戦力として雇用を維持していただくこと
- 職を失った方の雇入れや、新卒者を対象とした求人積極的に実施いただくこと
- 入職時期を繰り下げた内定者について、早期の入職日を確定させるなど特段の配慮をすること
- 2020年度卒業予定者等に対して多様な通信手段を活用した説明会や面接・試験、柔軟な日程の設定など、最大限柔軟な対応を行うこと
- 障害者の方の雇用の安定に向けた特段の配慮、及び外国人労働者についても、日本人と同様の配慮をすること
- 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々等の雇用の安定等を図るため、解雇、雇止めや安易な労働者派遣契約の解除等はお控えいただくなど特段の配慮をすること。やむを得ず解雇、雇止め等をしようとする場合でも、社員寮等に入居している労働者については離職後も引き続き一定期間の入居等の配慮をすること
- 有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々を含め、有給の特別休暇制度を設けるなど労働者が休みやすい環境の整備、テレワークや時差通勤の積極的な活用の促進、従業員の感染の予防にむけた取組等を行っていただくこと。その際、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患を有する方々に十分な配慮をしていただくとともに、子どもの世話が必要な労働者が休みやすい環境の整備をしていただくこと。